

高知県就労体験講習実施要領

高知県就労体験講習の内容、実施方法等の詳細は、この要領に定めるところによる。

1 事業概要

20歳未満の若年者に対し、取組の主旨を理解する見守り雇用主のもとで、15日以内の期間において就労体験講習を実施し、就職を支援する。

2 事業対象者

就労体験講習開始予定日に20歳未満の未就職の者であって、未就学（高校中退含む。）又は定時制・通信制高校に在籍している者で、次の（1）から（11）に定める無職少年等支援機関・者（以下「支援機関等」という。）が支援している者

- （1） 希望が丘学園（児童自立支援施設）
- （2） 中央児童相談所
- （3） 幡多児童相談所
- （4） 少年サポートセンター
- （5） 各市町村少年補導育成センター
- （6） 高知県内の若者サポートステーション
- （7） 高知県内の保護司
- （8） 各市町村自立相談支援機関
- （9） 各市福祉事務所及び各福祉保健所
- （10） 高知県内の児童家庭支援センター
- （11） 高知県内の児童養護施設

3 事業対象経費

就労体験講習受講者に支給する給付金、受入事業所に支給する講習指導料、傷害保険料

4 事業内容

（1） 就労体験講習申込書の受理

県は、就労体験講習受講希望者から、支援機関等を通じて就労体験講習申込書（第1号様式）の提出があったときは、就労体験講習に必要な傷害保険の手続を行う。

（2） 就労体験講習受入事業所からの受入通知書の受理

就労体験講習の受入事業所は、就労体験講習受入通知書（第2号様式）により県へ、また、その写しにより受講希望者へそれぞれ通知する。

（3） 就労体験講習の実施

講習実施にあたっては、実施状況を就労体験受講カード（第3号様式）により、講習の受入事業所及び受講者双方が確認する。

（4） 就労体験講習実施事業所への講習指導料（以下「指導料」という。）の支払

ア 支給対象事業主

就労体験講習を実施する県内に事業所を有する事業主（以下「事業主」という。）

イ 支給額

指導料の額は、就労体験講習受講者（以下「受講者」という。）を受け入れた日数に、1

人当たり 1,000 円を乗じて得た額とする。

ウ 指導料の請求

指導料の支給を受けようとする事業主は、講習修了日の翌日から起算して7日以内（ただし、天災その他申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がなくなった日から7日以内）に、県に対して就労体験受講カード（第3号様式）及び就労体験講習実績報告書（第4号様式）を提出する。

エ 指導料の支給決定及び支払事務

県は、事業主から提出された請求書を厳正に審査し適合すると認めたときは、支給額を決定し、事業主の指定する金融機関の口座へ支払う。

オ 支給決定の取消し及び指導料の返還

県は、指導料の支給を受けた事業主が次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、事業主に対して、当該各号に掲げる額に係る支給を取消す旨の通知を行うとともに、取消した額の指導料を乙の定める日までに返還させるものとする。

(ア) 偽りその他不正の行為により指導料の支給を受けた場合

支給された指導料の全額

(イ) 支給を受けるべき額を超えて指導料の支給を受けた場合

当該支給を受けるべき額を超えて支払われた部分の額

カ その他

県は、指導料の支給に関し必要があると認めるときは、受講者及び事業主に対して、必要な事項について報告を求める等により、事業の適正執行を図るものとする。

また、必要に応じて、事業主から、関係書類を徴することができるものとする。

(5) 就労体験講習受講者への給付金の支払

ア 支給対象者

就労体験講習の受講修了者

イ 支給額

給付金の交付額は、講習期間中、実際に講習を受けた講習時間の合計（合計時間に端数が生じた場合は、30分未満は0.5時間、30分以上60分未満は1時間に切り上げ）に最低賃金を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り上げた額）とする。

ウ 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする受講者は、高知県就労体験講習交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、講習修了日の翌日から7日以内（ただし、天災その他申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がなくなった日から7日以内）に、県に対して交付申請書（交付要綱第1号様式）及び就労体験受講カード（交付要綱第2号様式）により申請する。

エ 給付金の支給決定

県は、給付金の申請を受理したときは、講習を受けた日数等に留意して審査するものとする。

給付金の支給を決定した場合には、文書にて通知し、受講者の指定する金融機関の口座へ支給する。

また、不支給を決定した場合には、申請者に文書で通知するものとする。

オ 給付金支給決定の取消し及び給付金の返還

県は、給付金の支給を受けた者が次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、給付金申請

者に対して支給を取消す旨の通知を行い、取消した額の給付金を返還させるものとする。

- (ア) 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた場合
支給された給付金の全額
- (イ) 支給を受けるべき額を超えて給付金の支給を受けた場合
当該支給を受けるべき額を超えて支払われた部分の額

カ その他

県は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者及び事業主に対して、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

5 支援機関等の役割

- (1) 就労体験講習申込書類の作成及び送付の補助
- (2) 受入事業所との面接への同伴
- (3) 講習期間中、受講者が受入事業所に来ない場合の対応
- (4) 受講者が受入事業所に損害を与えた場合の対応（県と連携して対応）
- (5) 就労体験講習修了後の書類作成及び送付の補助

6 就労体験講習実施事業所

- (1) 事業所を高知県内に有する雇用保険適用事業所（ただし、国、地方公共団体及びこれに準じる団体は、指導料を支給しないことを条件に実施することができる。）
- (2) 就労体験講習開始日の前日までの過去6か月間以内に、事業主の都合による解雇（内定取消しを含む。）がないこと。
- (3) 関係法令を遵守していること。
- (4) 講習の実施に当たって、指導者をつけるなど、講習生としての位置付けが明確にできる事業所であること。
- (5) 事業の内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第5号までに規定された風俗営業、第5項に規定された性風俗関連特殊営業及び第13項に規定された接客業務受託営業、若しくは暴力団と関係のある事業主等、講習実施先として適切でないと判断される事業主は対象としないものとする。

就労体験講習申込書

令和 年 月 日

フリガナ 氏 名	-----
住 所	〒
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
電話番号	(自宅・その他) (携帯)
通勤方法	車 ・ バイク ・ 自転車 ・ 公共交通 ()
希望する 仕事 (職種)	
免許・資格 (実務経験年数等)	[普通自動車免許 有 (AT限定 ・ MTも運転可) ・ 無]
経 験 職 種	継続して3年以上の正規雇用の経験 有 ・ 無
最終学歴	(年 月卒業)
その他参考	・ 現況 (求職中 ・ 在職中 ・ 在学中 (年 月卒業) ・ その他) ※在学中の方 (学校名 : 学年 :)
※個人情報を、就労体験受講の手続き (傷害保険契約) に利用することに (同意する ・ 同意しない)	
備 考	

就労体験講習受入通知書

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受講者) 様^{※1)}

住所

名称

事業主職氏名

印

高知県就労体験講習における就労体験講習の受入について下記のとおり決定しましたので、
通知します。

記

1 受講者氏名

支援機関名 ()

2 講習期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 講習場所

4 講習時間 : ~ : (休憩 : ~ :)

5 休日 土曜 日曜 祝日 その他 ()

6 講習内容

7 指導者 (職名) (氏名)

8 その他特記事項

※1) 受講者の氏名を記入してください。

※体験受講者には写(コピー)をお渡してください。

就労体験受講カード（事業主用）

・受講期間は最長15日間です

講習保険期間	月 日 ~ 月 日
--------	-----------

※就労体験講習開始日から30日以内の間で設定してください。

NO.	1	2	3	4	5
日付
受講時間					
印					
NO.	6	7	8	9	10
日付
受講時間					
印					
NO.	11	12	13	14	15
日付
受講時間					
印					

上記のとおり、 日間の講習を実施したことを証明します。

令和 年 月 日

事業者名

代表者氏名



高知県知事 様

就労体験講習実績報告書（事業主用）

就労体験講習が修了しましたので報告します。

<p>① 報告者 事業所名 代表者氏名 印 〒 所在地 電話</p>	<p>④ 支給額（講習期間内の押印数（受講カード）に応じて、日数、支給金額を記入してください。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日数</th> <th>単価（円）</th> <th>支給額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000円（税込）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>途中で中止した場合、その理由。</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>事業主都合</td> <td rowspan="3">【</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>受講者都合</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>その他</td> </tr> </table>	日数	単価（円）	支給額（円）		1,000円（税込）		イ	事業主都合	【	ロ	受講者都合	ハ	その他
日数	単価（円）	支給額（円）												
	1,000円（税込）													
イ	事業主都合	【												
ロ	受講者都合													
ハ	その他													
<p>② 講習指導料振込希望金融機関 銀行・農協・信金 本店・支店 当座・普通 ※ゆうちょ銀行の場合、記号（ ） 口座番号 口座名義（フリガナ）</p>	<p>⑤ 処理欄（※ 記入しないでください）</p> <p>(1) 受理日・支給（不支給）決定日 年 月 日</p> <p>(2) 受理・支給決定番号 第 号</p> <p>(3) 支給決定額 円</p> <p>(4) 支給日 年 月 日</p>													
<p>③ 講習後結果：採用・不採用・受講者辞退・途中中止 雇用形態：正社員・パート・その他（ ） 採用年月日： 年 月 日</p>														

- (注1) 申請日及び①～④について記入してください。
- (注2) 講習修了日翌日から7日以内に提出してください。
- (注3) 期限を過ぎると指導料が支給されない場合があります。